

佐賀市上下水道局公告第 6 6 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び佐賀市財務規則（平成 1 7 年佐賀市規則第 6 2 号）第 8 4 条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 6 日

佐賀市上下水道事業管理者 姉 川 久

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀市下水処理場等の包括的維持管理業務委託
- (2) 委託場所 佐賀市西与賀町大字高太郎 2 6 6 7 番地外
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
ただし、業務開始日は令和 9 年 4 月 1 日とし、契約締結の日から
令和 9 年 3 月 3 1 日までは業務準備のための期間

2 委託業務の概要

佐賀市内の公共下水道施設（下水浄化センター、ポンプ場及びマンホールポンプ場）並びに大授地区真空システムの包括的維持管理業務

3 入札に参加する者に必要な資格

本委託業務の入札に参加できる者は単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員に共通する資格要件

ア 令和 6 ～ 8 年度の佐賀市物品購入等競争入札参加資格者として認定されていること。なお、本委託業務では、地域要件についての定めを設けない。

イ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置

(イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

ウ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

- (ア) 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
- (ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、a から e までに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
- a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。
- (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
- b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第６７条第１項又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
- エ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 単独企業の資格要件

- ア 下水道法（昭和３３年法律第７９号）で規定する下水道終末処理場のうち、現有処理能力１日当たり５万立方メートル以上で標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる施設において、水処理施設から汚泥処理施設（濃縮・消化・脱水までの工程を有する）を併せた一連の維持管理業務を、単独又は共同企業体の代表構成員として履行した実績があること。

なお、当該実績については、国、地方公共団体又はそれに準ずる公的機関と直接契約したもので、平成２８年度（２０１６年度）以降に３年以上継続し

て同一の下水処理施設において履行した実績を有する者であること。

イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 6 2 年建設省告示 1 3 4 8 号）第 2 条第 1 項の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

(3) 共同企業体の資格要件

共同企業体の代表構成員が、(2)ア及びイの資格要件を満たしていること。

(4) 前各号の要件について、入札参加申請締切日までに当該要件を満たさなくなったときは、その者は入札に参加できない。

4 入札参加申請の期間、必要書類、提出方法

(1) 入札参加申請を行える期間

令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）午前 9 時から令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）午後 4 時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成 1 7 年佐賀市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）とする。

(2) 入札参加申請の必要書類及び提出方法

別冊「入札説明書」参照のこと

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）までに通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

6 設計図書等の交付場所並びに設計図書等に対する質問及び回答

別冊「入札説明書」参照のこと

7 入札の方法等

紙入札により行う。

詳細は、別冊「入札説明書」参照

8 開札を行う日時

(1) 日時 令和 8 年 1 2 月 4 日（金） 1 4 時 0 0 分

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目 6 番 6 0 号

佐賀市上下水道局 4 階入札室（財務課契約検査係）

9 入札保証金

免除

1 0 契約保証金

佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第104条の規定による

1 1 予定価格及び最低制限価格

- (1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。
- (2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（令和元年7月3日施行）を適用し、最低制限価格を設定する。
- (3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入してある積算内訳書を送付した者
- (4) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (5) 入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (6) 1人で2以上の入札をした者

1 3 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和3年9月28日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1 4 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀市上下水道局電子入札執行要領（平成24年8月1日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（令和5年4月1日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（令和5年4月1日施行）の規定による。

(2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開係」とあるのは「上下水道局財務課」と読み替えるものとする。

(3) 本業務委託に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

(4) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局財務課契約検査係

電話 0952-33-1331

イ 委託業務の概要に関すること。

佐賀市西与賀町大字高太郎2667番地

佐賀市上下水道局下水道施設課

(佐賀市下水浄化センター内)

電話 0952-22-0181